

○ 厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）附則第四条第一項及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条の規定による厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（法第百六十一条第一項において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第九号の四まで、第十二号及び第十四号に掲げる額を合計した額を控除した額、企業年金連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の四まで、第六号、第六号の二及び第十号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第八号の四まで及び第十号から第十号の五までに掲げる額を合計した額を控除した額とする。</p> <p>一〇四の三（略）</p> <p>四の四 平成十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年九月厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成十六年告示」という。）第一号及び</p>	<p>1 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）附則第四条第一項及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十一号）附則第四条の規定による厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第八十五条の二（法第百六十二条の三第一項において引用する場合を含む。）に規定する責任準備金に相当する額は、厚生年金基金（以下「基金」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号に掲げる額を合計した額を合算した額から第七号から第九号の四までに掲げる額を合計した額を控除した額、厚生年金連合会（以下「連合会」という。）が解散した場合にあつては第一号に掲げる額と第二号、第四号から第四号の四まで、第六号及び第十一号に掲げる額を合計した額から第七号から第八号の四まで及び第十号から第十号の四までに掲げる額を合計した額を控除した額とする。</p> <p>一〇四の三（略）</p> <p>四の四 平成十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第百六十条第五項の規定により当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成十六年九月厚生労働省告示第三百五十八号。以下「平成十六年告示」という。）第一号及び</p>

第二号に掲げる額を合算した額(厚生年金保険の被保険者であった期間であつて当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間(法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。 )に係るものに限る。第五号の四、第五号の五イ、第九号の四、第十号の四及び第十号の五イにおいて同じ。)に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五 平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者と同じにおいて当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の二 平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者と同じにおいて当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみな

第二号に掲げる額を合算した額(厚生年金保険の被保険者であった期間であつて当該老齢年金給付の額の計算の基礎となる基金の加入員であつた期間(法附則第三十二条第一項又は平成十六年改正法第八条の規定による改正前の法附則第三十条第一項の認可を受けた基金の加入員であつた期間のうち、当該認可を受けた日の属する月以降の期間を除く。 )に係るものに限る。第五号の四、第九号の四及び第十号の四において同じ。)に、当該連合会が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五 平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者と同じにおいて当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の二 平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者と同じにおいて当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例によ

して、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の三 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の四 平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額に、当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の五 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第六十六条第三項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月ま

り計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の三 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五の四 平成十七年四月一日から基金が解散した日までの間に法第六十一条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

での期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ 令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十六条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成十七年 月厚生労働省告示第 号。第十号の五ロにおいて「平成十七年告示」という。）の規定により計算した額

六 平成十一年十月一日から連合会が解散した日までの間に解散した基金の法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）に係る法第六十一条第一項又は平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額に当該基金が解散した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六の二 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百条の二第三項の規定により、確定給付企業年金に同条第一項の権利義務を移転した基金の加入員及び加入員であった者に係る確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の現価相当額の計算方法（平成十七年 月厚生労働省告示第 号）の規定により計算した額に、当該基金が権利義務を移転した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の

六 平成十一年十月一日から連合会が解散した日までの間に解散した基金の法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員（以下「解散基金加入員」という。）に係る法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額に当該基金が解散した日の翌日が属する月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七〇八の三 (略)

八の四 平成十七年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付(第七号の四に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。)を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員(確定給付企業年金法第一百条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされた者を含む。)のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、それぞれ平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九〇九の四 (略)

十 平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の二 平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平

八の四 平成十七年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付(第七号の四に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。)を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、それぞれ平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九〇九の四 (略)

十 平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の二 平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に法

成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の三 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の四 平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の三 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の四 平成十七年四月一日から連合会が解散した日までの間に法第六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の五 平成十七年十月一日から連合会が解散した日までの間に法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が同条第四項に規定する年金給付等積立金の移換を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ 令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合 法第六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十七年告示の規定により計算した額

十一 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給付等積立金（法第三百三十二条第二項に規定する額に相当する額に限る。以下この号から第十四号までにおいて同じ。）の額に、当該基金が権利義務を承継した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十二 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額に、当該基金が権利義務を移転した月

の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に  
応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十三 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百十  
四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利  
義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給  
付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金の移換を受けた  
月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期  
間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十四 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百十  
四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利  
義務を移換した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等  
積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金を移換した月の翌月  
から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ず  
る利子に相当する額を加えた額を合算した額

十五 (略)

2 前項第二号から第十五号までに規定する利子は、複利計算の方法によ  
り計算するものとする。

3・4 (略)

5 基金が合併等（合併若しくは分割又は平成十七年九月三十日以前の基  
金間の権利義務の移転及び承継をいう。以下同じ。）を行ったときは、  
その都度、当該合併等を行おうとした基金が当該合併等があった日の前  
日において解散したものとみなして第一項に規定する額を計算し、当該  
合併等があった基金（合併又は分割により設立された基金を含む。以下同  
じ。）に係る同項に規定する額を算定するものとする。

6 基金が確定給付企業年金法第一百二十二条第四項の規定により消滅した場  
合は、当該消滅した日に解散したものとみなして第一項に規定する額を

の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に  
応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十三 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百十  
四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利  
義務を承継した者について、それぞれ当該基金が移換を受けた年金給  
付等積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金の移換を受けた  
月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期  
間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十四 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に法第四百十  
四条の三第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利  
義務を移換した者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等  
積立金の額に、当該基金が当該年金給付等積立金を移換した月の翌月  
から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ず  
る利子に相当する額を加えた額を合算した額

十一 (略)

2 前項第二号から第十一号までに規定する利子は、複利計算の方法によ  
り計算するものとする。

3・4 (略)

5 基金が合併若しくは分割又は法令の規定による基金間の権利義務の移  
転（以下「合併等」という。）を行ったときは、その都度、当該合併等を  
行おうとした基金が当該合併等があった日の前日において解散したもの  
とみなして第一項に規定する額を計算し、当該合併等があった基金（合併  
又は分割により設立された基金を含む。以下同じ。）に係る同項に規定す  
る額を算定するものとする。

6 基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百二十二条第  
四項の規定により消滅した場合は、当該消滅した日に解散したものとみ



計算し、当該消滅した基金に係る同項に規定する額を算定するものとする。

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。)が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額(当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十項までにおいて同じ。)を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

8 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(平成十二年四月一日以後平成十五年四月一日前に合併等があった基金に限る。)が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「第二号から」とあるのは「第二号、第三号の二から」と、「第五号から」とあるのは「第五号の二から」と、「第七号から第九号の四」とあるのは「第七号の二から第七号の四まで、第八号の二から第八号の四まで、第九号の二から第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の二中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の二及び第八号の二中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号の

なして第一項に規定する額を計算し、当該消滅した基金に係る同項に規定する額を算定するものとする。

7 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(平成十二年四月一日以後に合併等があった基金を除く。)が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額(当該解散した基金に係るものに限る。次項から第十項までにおいて同じ。)を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項第二号及び第三号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号及び第八号中「平成十一年十月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日」が属する月の翌月」と、同項第九号中「平成十一年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

8 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金(平成十二年四月一日以後平成十五年四月一日前に合併等があった基金に限る。)が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」とあるのは「第三号の二、第三号の三、第五号の二及び第五号の三」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の二、第七号の三、第八号の二、第八号の三、第九号の二及び第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の二、第三号の三、第五号の二及び第五号の三中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の二及び第八号の二中「平成十二年四月」とあるのは「第五項に規定す

二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

9 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十五年四月一日以後平成十七年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号」とあるのは、「第三号の三、第三号の四、第五号の三」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の三、第七号の四、第八号の三、第八号の四、第九号の三、第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

10 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十七年四月一日以後平成十七年十月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで」とあるのは「第三号の四、第五号の四、第五号の五」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の四、第八号の四、第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」

る合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の二中「平成十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

9 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十五年四月一日以後平成十七年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」とあるのは「第三号の三及び第五号の三」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の三、第八号の三及び第九号の三」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の三中「平成十五年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の三中「平成十五年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

10 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十七年四月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の四まで及び第十一号」とあるのは「第三号の四、第五号の四及び第十一号」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の四、第八号の四及び第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月」と、同項第五号の四

と、同項第五号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の四及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

11 平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十七年十月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合には、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の五まで」とあるのは、「第三号の四、第五号の四、第五号の五」と、「第七号から第九号の四まで」とあるのは「第七号の四、第八号の四、第九号の四」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の四及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあり、及び同項第十四号までの規定中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十五号中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

12 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十五号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年（平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間）について次の表に定める率とする。

中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の四及び第八号の四中「平成十七年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

11 令附則第四条第二項に規定する利子は、第一項第二号から第十一号までに規定する利子とし、その利率は、平成十一年から基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月が属する年までの各年（平成十一年にあつては、同年の十月以後の期間）について次の表に定める率とする。

